

島根県スポーツ・レクリエーション祭開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、県民の生涯を通じた健康増進とスポーツ・レクリエーション活動を普及・振興するために、県民にスポーツ・レクリエーション活動を広域的な規模で体験・実践する場を提供する実施団体に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、謝金、旅費、使用料及び賃借料、図書印刷費、用具費、通信運搬費、消耗品費、連絡調整費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において千円単位で配分をする。

(交付申請)

第4条 実施団体が補助金の交付を申請しようとするときは、事業実施前もしくは本会が指定する期日までに、次に掲げる書類を公益財団法人島根県体育協会理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- (1) 補助金交付申請書 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 収支予算書 (様式3)

(請求手続き)

第5条 実施団体が補助金の請求をする場合は、補助金交付請求書(様式4)を理事長に提出し、請求すること。

(事業報告)

第6条 事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内に次に掲げる書類を理事長に提出すること。

- (1) 事業実績報告書 (様式5)
- (2) 事業実施報告書 (様式6)
- (3) 収支決算書 (様式7及び領収証)
- (4) 従事時間確認簿 (様式8)
- (5) 種目別結果報告書 (様式9)

(額の確定)

第7条 理事長は事業実施報告書を審査し適正と認められたときは、補助金の額を確定し、実施団体へ文書をもって通知する。

- 2. 実施団体は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額を超える補助金が交付されている場合は、その超える額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第8条 実施団体は当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ関係証拠書類を整理し、保管しなければならない。

- 2. 理事長は、必要に応じて帳簿及び関係証拠書類を提出させることができる。

(補助金交付の取消し)

第9条 実施団体が補助金を不当に使用し、会計に不明な点があるときは、補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。